

## 弁護士による無料の相談会

契約やお買い物のトラブル、借金問題など、消費生活に関わるお悩みについて、弁護士の助言を無料で受けることができます。ご希望の方は、9月12日(木)までにお申し込みください。

**時** 9月14日(土)午前9時～正午

**所** 聖籠町役場 1階 消費生活相談室

**申** 聖籠町消費生活センター ☎27-1958

## 消費生活



## 通信

令和 6 年 9 月  
vol.167

関役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話  
いただけると確実です

あれもこれも、本当に払える？

## 子どもも利用できる後払い決済



- コンビニなどで後払いする方法＝後払い決済を使うと、クレジットカードを持ってない子どもも、インターネットで商品を買ったり、サービスを受ける契約ができます。
- 後払いのため、自分でやりくりできる金額を超えて利用してしまい、代金を支払えなくなるトラブルもみられます。
- 後払い決済を使う時は、必ず保護者に相談し、代金が支払えるかどうか確認しましょう。
- 未成年者の契約を取り消しできる場合があります。困った時は、消費生活センターにご相談ください。

独立行政法人国民生活センター『子ども・若者サポート情報』より

**未成年でも、少額でも、契約は契約。支払わず放置するのは絶対にやめよう！**

### 相談受付状況

| 月  | 件数 | 主な内容                                                     |
|----|----|----------------------------------------------------------|
| 6月 | 7件 | 不審な電話、不審なショートメッセージ、クレジットカードの不正利用、故人のクレジットカードの解約、光電話の電話勧誘 |
| 7月 | 2件 |                                                          |

### 2025年農林業センサス 統計調査員さん募集中！

農家の世帯を訪問し、調査票を配布・回収するお仕事です。大規模な調査のため、皆さまのご協力が必要です！

【業務内容】①調査員事務説明会への出席(12月下旬)、②調査対象農家を訪問し、調査票の配布(1月上旬～中旬)、③後日、訪問して調査票の回収(2月上旬)、④回収した調査票などを整理して提出(2月中旬)

※1人が担当する農家の目安は、約35件です。

【任命期間】12月15日(日)～令和7年3月14日(金)のうち2か月を超えない期間  
【報酬】約2～3万円(調査数により増減します。)

【募集人数】28名

【主な要件】責任を持って調査業務を行うことができる満20歳以上の方、秘密を守ることができる方

このほかにも要件があります。

【応募方法】応募用紙を、郵送・持参または電子メールにより総務課まで提出してください。

応募用紙は総務課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

応募用紙の必要事項をお手持ちの紙に記載し、ご提出いただいても結構です。

【応募締切】9月13日(金)

関役場総務課 広報広聴係(内線224)